

保護者様

令和8年度就学援助費支給申請について

京丹後市では、就学に係る経済的な負担を軽減するため、学用品費・修学旅行費・給食費等の援助を行っています。

援助を希望される方は「令和8年度 要保護・準要保護者認定申請書（兼 就学援助費支給申請書）」により申請してください。

なお、申請書が必要な場合は、児童生徒が通っている学校又は教育委員会事務局学校教育課にお問い合わせください。

記

●要保護者の認定基準
○生活保護法に基づく教育扶助を受けている方
○同法に基づく教育扶助以外の扶助を受けている方

●準要保護者の認定基準			
【令和7年度において次のいずれかの措置を受けた対象者】			
①	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止		
②	地方税法第295条第1項に基づく市民税の非課税（障害者、寡婦又はひとり親）		
③	地方税法第323条に基づく市民税の減免		
④	地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免		
⑤	地方税法第367条に基づく固定資産税の減免		
⑥	国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の免除		
⑦	国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予		
⑧	児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給（全額支給の場合）		
⑨	生活福祉資金貸付制度による貸付		
【世帯の令和7年度（令和6年分）総所得が所得基準額以下である場合】			
【所得基準額の例】			
家族構成例（年齢はR8.4.1現在）	所得基準額	ひとり親加算の有無	
2人 30歳(親)・9歳(子)	1,970,730円	有（240,000円）	
3人 37歳(親)・14歳(子)・9歳(子)	2,635,110円	有（240,000円）	
4人 37歳(親)・15歳(子)・11歳(子)・7歳(子)	3,140,085円	有（240,000円）	
3人 33歳(親)・31歳(親)・9歳(子)	2,369,910円	無	
4人 39歳(親)・37歳(親)・14歳(子)・9歳(子)	2,986,665円	無	
5人 39歳(親)・37歳(親)・14歳(子)・9歳(子)・4歳(子)	3,361,905円	無	

※ ①～⑨までの要件で認定する場合は申告制となりますので、該当する場合は申請書の記入欄に必ずチェックをしてください。

※ 上記の基準は目安であり、該当すれば必ず認定になるものではありません。

※ 給与所得または公的年金所得がある方は、総所得金額から10万円（上限）を控除します。

裏面もお読みください

提出期日 令和8年4月27日（月）（期限厳守）

提出先 お子様が在籍している小学校または中学校



電子申請を希望の方は上記 HP より手続きして下さい

<https://ttzk.graffer.jp/city-kyotango/smart-apply/apply-procedure-alias/shugakushien>

その他注意事項

- ※ 令和8年4月1日認定は4月27日（月曜日）までの申請が対象となります。
- ※ 4月28日以降に申請され認定となった場合は、認定日からの給付となります。
- ※ 振込口座は申請者（保護者）の口座を指定してください。
- ※ 申請書はありのままを詳しく記入してください。虚偽の申請書、不明確な申請書は受理出来ないことがあります。
- ※ 審査に際し、申請書の他に必要書類の提出を求められることがあります。

【担当窓口・問合せ先】

京丹後市教育委員会事務局 学校教育課
就学援助事業担当 0772-69-0620

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226